

みんなで 食品ロス削減に 取り組もう！

大切な食べ物を無駄なく消費することで、「食品ロス」を削減しましょう。

「食品ロス」の削減は、脱炭素行動につながります。



買い物編

1 買い物前に、食材をチェック

買い物前に、冷蔵庫や食品庫にある食材を確認する

- ▶ メモ書きや携帯・スマホで撮影し、買物時の参考にする



2 必要な分だけ買う

使う分・食べられる量だけ買う

- ▶ まとめ買いを避け、必要な分だけ買って、食べきる



3 期限表示を知って、賢く買う

利用予定と照らし、期限表示を確認する

- ▶ すぐ使う食品は、棚の手前から取る



家庭編

1 適切に保存する

- ▶ 食品に記載された保存方法に従って保存する
- ▶ 野菜は、冷凍・乾燥などで下処理し、ストックする



2 食材を上手に使いきる

- ▶ 残っている食材から使う
- ▶ 作り過ぎて残った料理は、リメイクレシピなどで工夫する



3 食べきれぬ量を作る

- ▶ 体調や健康、家族の予定も配慮する



◆問い合わせ先 住民課 生活環境交通担当 ☎ 0748-52-6578

ちょっと待って！

そのネット注文「定期購入」ですよ！

通信販売に関する相談も多く

「定期購入」による相談が増加しています

「お試し」「初回限定〇〇%値引」「解約いつでも可能」などお得感を強調したサブプリメント、美容、化粧品、健康食品などのネット注文は、「注文確定」を行う前に必ず確認してください。

確認するポイント

- ① 1回限りの購入ですか？
- ② 2回目からはいくらですか？ 「初回価格」と「2回目以降」の価格は違います。
- ③ 解約の方法は？ 1回限りで、簡単に、無料で解約できますか？

*①から③までの内容については、特定商取引法により、通信販売事業者は明確に表示しなければいけません。令和4年6月1日以降、誤認させる表示により申込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。

詐欺的な定期購入商法

主な手口・・・

- 「初回無料」や「お試し」と表示があるのに、定期購入が条件となっていた。
- 「いつでも解約可能」と表示しているのに、解約に細かい条件があった。
- トラブル回避のために・・・
- 証拠を残すため、最終確認画面のスクリーンショットを残しておきましょう。



◆相談・問い合わせ先

日野町住民課 生活環境交通担当 消費生活相談窓口担当
☎ 0748-52-2500
消費者ホットライン短縮 188

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項ならびに住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、令和3年度における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり公表します。

	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	厚生労働省「自殺対策に関する意識調査」の標本抽出	令和3年 6月22日	大字音羽、大字上野田 平成15年5月31日までに生まれた男女
2	株式会社地域社会研究所 代表取締役社長 大橋 浩	滋賀県「人権に関する県民意識調査」の標本抽出	令和3年 8月5日	町内全域 平成15年4月1日以前生まれの外国籍の男女
3	一般社団法人中央調査社会長 境 克彦 (共同申出者：NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵)	NHK放送文化研究所「健康・医療に関する国際比較調査」の標本抽出	令和3年 9月17日	大字内池 平成15年12月31日までに生まれた男女
4	自衛隊滋賀地方協力本部	自衛官等の募集に伴う広報	令和4年 2月17日	町内全域 平成16年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた日本人男女
5	株式会社エム・アールビジネス 代表取締役 櫛谷 忠則	国土交通省「第13回大都市交通センサス」の標本抽出	令和4年 2月4日	大字大窪 平成28年12月1日以前生まれの男女

閲覧が認められているのは次の場合です。

1. 国または地方公共団体の機関が、法令で定める事務の遂行のために必要である場合。
2. 統計調査、世論調査、学術研究、その他の調査のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いものの実施のために必要である場合。
3. 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施のために必要である場合。
4. 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、提訴の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施のために必要である場合。

◆問い合わせ先 住民課 住民担当 ☎ 0748-52-6571

**新しく
犬を飼われた方へ**

新しく犬を飼う場合や犬と一緒に他の市町村から転入する場合は狂犬病予防法第4条により犬の登録が必須です。

登録は住民課生活環境交通担当で行ってください。

また、飼い犬への予防注射は狂犬病予防法第5条の規定により、年に1回受けさせることが義務付けられています。そのため、責任をもって動物病院などで予防注射を受けさせるようお願いいたします。

なお、町では毎年4月から5月にかけて各地区の公民館などで狂犬病の予防注射を実施しています。実施日が近づきましたら、はがきなどで案内します。



◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当
☎ 0748-52-6578